

広島県動物愛護管理推進計画の主な見直し内容

計画期間と数値目標

	現行	見直し案
計画期間	平成 20 年度から平成 29 年度 (10 年間)	平成 26 年度から平成 35 年度 (10 年間)
数値目標	平成 29 年度の犬猫の致死処分数を、平成 18 年度の致死処分数から 50% 減少 (約 6,500 頭)	平成 35 年度の犬猫の致死処分数を、平成 18 年度の致死処分数から 75% 減少 (約 3,200 頭) (平成 29 年度で 50% 減少を <u>中間目標</u> とする)

主な見直し内容

区分	見直し内容
動愛法・国基本指針の改正の反映	所有者の責務である「終生飼養」「適切な繁殖制限措置の実施」について積極的に広報
	虐待の具体事例の明記，罰則強化の周知徹底
	特定動物を販売する動物取扱業者への指導の徹底
	犬猫等販売業者の監視指導の徹底
	災害時対策を適切に行うための体制の整備
	専門知識及び技能等を持つ人材の活用
殺処分数削減に向けた取組を検討した結果の反映	野良犬・野良猫対策の周知
	地域における野良犬（野良猫）対策協議会の設立
	引取る犬猫に関する情報の収集
	地域猫活動の推進
	引取拒否できる旨のただし書きの適正な運用
	ホームページの迷子情報の充実
	団体譲渡の推進
	ホームページの譲渡情報の充実
命を考える動物愛護教室の推進	